

使用施設の解体撤去する設備・機器等に係る使用前検査及び使用前確認について

令和5年4月18日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター

1. 概要

廃水処理室は、昭和51年に建設し、旧ウラン濃縮施設等から発生する廃水の処理を担ってきた施設である。施設・設備の老朽化が進んでいるため同施設を廃止することとし、令和2年2月26日付け原規規発第2002263号をもって使用変更許可を得てウラン廃棄物処理施設（使用施設）より廃水処理室を削除している。

廃水処理室の内装設備撤去後、管理区域を解除する予定である。

2. 使用変更許可における設備・機器の解体撤去について

使用変更許可に記載されていた気体廃棄設備である排風機、給気装置及びルーツブロウを解体撤去する（図-1参照）。解体撤去した設備・機器は、ドラム缶等に収納し、ウラン系廃棄物貯蔵施設に移動し保管廃棄する。

設備の解体撤去及び放射性廃棄物の搬出が完了した後、管理区域内の床、壁、天井等の汚染検査を行い、必要に応じて汚染を除去し、汚染のないことを確認した後核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定に基づき管理区域を解除する。

3. 使用前確認を要しない理由

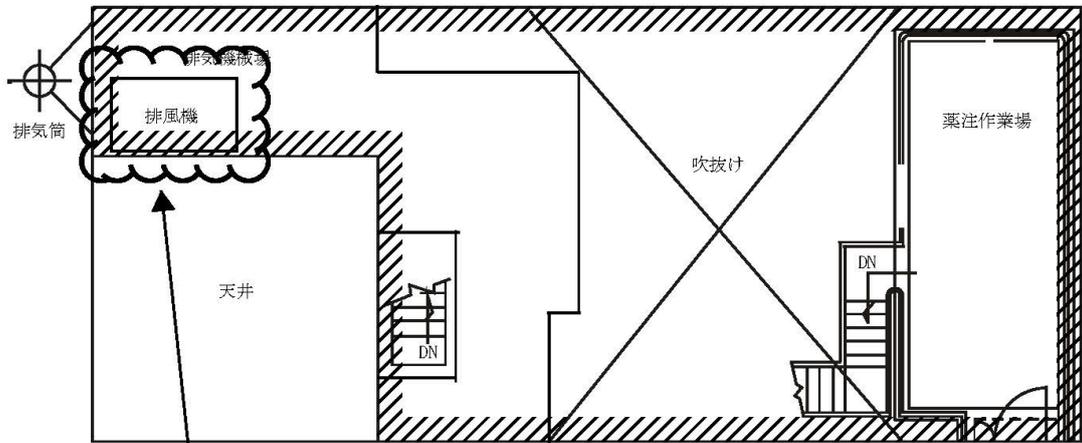
廃水処理室の設備はすべて撤去し、施設内の汚染も除去するため、「使用施設等の技術基準に関する規則」の適合性に影響を与えることはなく、「核燃料物質の使用等に関する規則第二条の六（使用前確認を要しない場合）第5号」に記載する使用施設等の保全上支障のない変更の場合であり、使用前確認は要しないと考える。

ただし、許可を受けた設備がすべて解体撤去されたこと及び管理区域を解除したことを確認するための使用前検査を行う。

検査項目は以下のとおりとする。

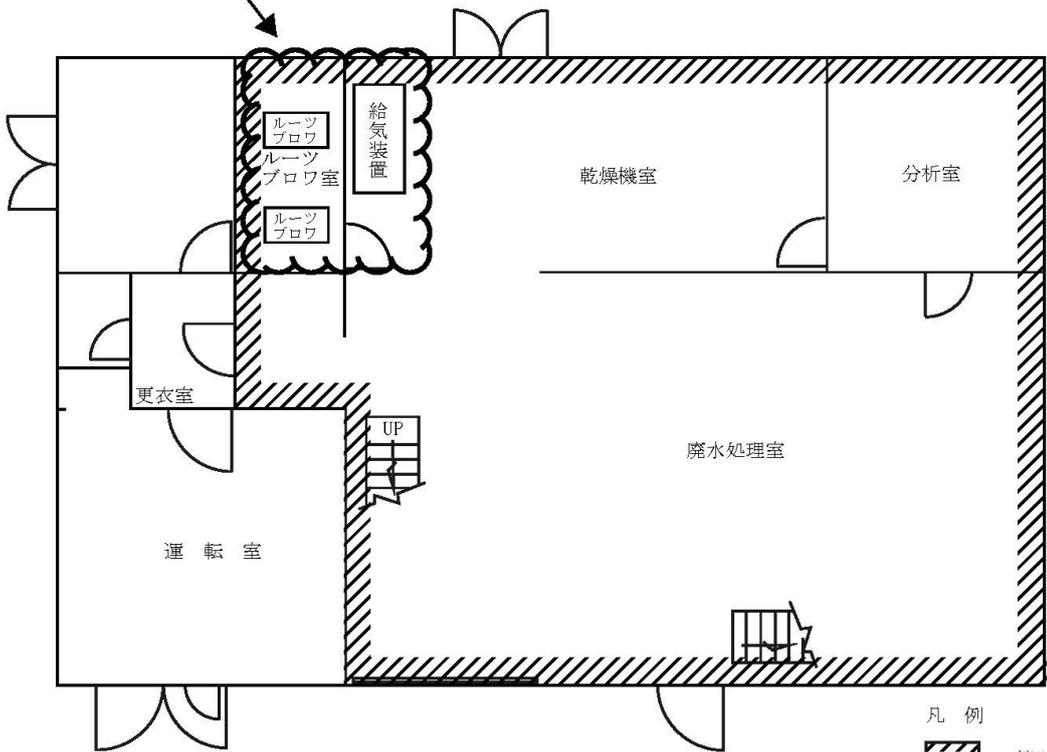
- ・設備の撤去が完了していることの検査
- ・撤去作業後の汚染検査が完了していることの検査
- ・管理区域の解除が完了していることの検査
- ・品質マネジメントシステムに関する検査

以上



解体・撤去
対象設備

廃水処理室2階



凡例
 : 管理区域

廃水処理室1階

図-1 解体・撤去する設備の配置図